**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料№3-1**

2020年9月23日

# 経過措置指定団地の2020年6月解除並びに9月及び12月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

| | 2017年3月31日 | | | 2017年4月～2020年2月 | 2020年6月1日 | 2020年6月1日推定（2020年6月生産動態統計BASE） | | | 2020年9月1日 | 2020年9月1日推定（2020年6月生産動態統計BASE） | | | 2021年12月1日 | 2020年12月1日見込（2020年6月生産動態統計BASE） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 供給地点群数の増減 | 解除 | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 解除 | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 解除見込み | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 |
| 北海道<br>▲ 4 | *1*<br>333<br>5.9% | *2.9%*<br>10<br>0.6% | 343<br>4.6% | −4<br>3.8% | *0*<br>1<br>8.3% | *0*<br>332<br>5.4% | *2.1%*<br>7<br>0.6% | 339<br>4.7% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>332<br>5.4% | *2.1%*<br>7<br>0.6% | 339<br>4.7% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>332<br>5.4% | *2.1%*<br>7<br>0.6% | 339<br>4.7% |
| 東北<br>▲ 1 | *88*<br>542<br>9.6% | *13.3%*<br>83<br>4.8% | 625<br>8.5% | −21<br>20.2% | *0*<br>0<br>0.0% | *13*<br>573<br>9.3% | *5.9%*<br>36<br>3.2% | 609<br>8.4% | *0*<br>0<br>0.0% | *13*<br>568<br>9.2% | *6.0%*<br>36<br>3.2% | 604<br>8.3% | *0*<br>0<br>0.0% | *13*<br>568<br>9.2% | *6.0%*<br>36<br>3.3% | 604<br>8.3% |
| 関東<br>▲ 7 | *266*<br>1,385<br>24.5% | *34.3%*<br>722<br>41.8% | 2,107<br>28.6% | −32<br>30.8% | *2*<br>4<br>33.3% | *139*<br>1,557<br>25.3% | *25.0%*<br>518<br>46.1% | 2,075<br>28.5% | *3*<br>3<br>25.0% | *142*<br>1,560<br>25.3% | *24.8%*<br>515<br>46.3% | 2,075<br>28.5% | *2*<br>4<br>18.2% | *144*<br>1,564<br>25.3% | *24.6%*<br>511<br>46.9% | 2,075<br>28.5% |
| 中部 | *124*<br>469<br>8.3% | *28.7%*<br>189<br>10.9% | 658<br>8.9% | −11<br>10.6% | *0*<br>1<br>8.3% | *46*<br>514<br>8.3% | *20.6%*<br>133<br>11.8% | 647<br>8.9% | *1*<br>1<br>8.3% | *47*<br>515<br>8.4% | *20.4%*<br>132<br>11.9% | 647<br>8.9% | *2*<br>3<br>13.6% | *49*<br>518<br>8.4% | *19.9%*<br>129<br>11.8% | 647<br>8.9% |
| 北陸 | *10*<br>292<br>5.2% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 292<br>4.0% | −12<br>11.5% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>281<br>4.6% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 281<br>3.9% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>280<br>4.5% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 280<br>3.8% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>280<br>4.5% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 280<br>3.8% |
| 近畿 | *123*<br>680<br>12.0% | *33.3%*<br>339<br>19.6% | 1,019<br>13.8% | −13<br>12.5% | *0*<br>0<br>0.0% | *63*<br>758<br>12.3% | *24.7%*<br>249<br>22.2% | 1,007<br>13.8% | *0*<br>0<br>0.0% | *63*<br>757<br>12.3% | *24.8%*<br>249<br>22.4% | 1,006<br>13.8% | *5*<br>5<br>22.7% | *68*<br>762<br>12.3% | *24.3%*<br>244<br>22.4% | 1,006<br>13.8% |
| 中国 | *86*<br>549<br>9.7% | *13.1%*<br>83<br>4.8% | 632<br>8.6% | −23<br>22.1% | *0*<br>0<br>0.0% | *20*<br>571<br>9.3% | *6.4%*<br>39<br>3.5% | 610<br>8.4% | *1*<br>1<br>8.3% | *21*<br>571<br>9.3% | *6.2%*<br>38<br>3.4% | 609<br>8.4% | *0*<br>0<br>0.0% | *21*<br>571<br>9.2% | *6.2%*<br>38<br>3.5% | 609<br>8.4% |
| 四国 | *50*<br>291<br>5.1% | *17.6%*<br>62<br>3.6% | 353<br>4.8% | −2<br>1.9% | *3*<br>3<br>25.0% | *23*<br>322<br>5.2% | *8.5%*<br>30<br>2.7% | 352<br>4.8% | *2*<br>2<br>16.7% | *25*<br>323<br>5.2% | *8.0%*<br>28<br>2.5% | 351<br>4.8% | *3*<br>3<br>13.6% | *28*<br>326<br>5.3% | *7.1%*<br>25<br>2.3% | 351<br>4.8% |
| 九州 | *166*<br>931<br>16.5% | *20.4%*<br>238<br>13.8% | 1,169<br>15.8% | 4<br>−3.8% | *0*<br>3<br>25.0% | *49*<br>1,061<br>17.2% | *9.5%*<br>111<br>9.9% | 1,172<br>16.1% | *1*<br>5<br>41.7% | *50*<br>1,067<br>17.3% | *9.0%*<br>106<br>9.5% | 1,173<br>16.1% | *3*<br>7<br>31.8% | *53*<br>1,074<br>17.4% | *8.4%*<br>99<br>9.1% | 1,173<br>16.1% |
| 沖縄 | *1*<br>181<br>3.2% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 182<br>2.5% | 10<br>−9.6% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>191<br>3.1% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 192<br>2.6% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>191<br>3.1% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 192<br>2.6% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>191<br>3.1% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 192<br>2.6% |
| 全国 計<br>▲ 12 | *915*<br>5,653<br>100.0% | *23.4%*<br>1,727<br>100.0% | ＜減少率=<br>7,380<br>100.0% | -1.4%＞<br>−104<br>100.0% | *5*<br>12<br>100.0% | *353*<br>6,160<br>100.0% | *15.4%*<br>1,124<br>100.0% | 7,284<br>100.0% | *8*<br>12<br>100.0% | *361*<br>6,164<br>100.0% | *15.3%*<br>1,112<br>100.0% | 7,276<br>100.0% | *15*<br>22<br>100.0% | *376*<br>6,186<br>100.0% | *15.0%*<br>1,090<br>100.0% | 7,276<br>100.0% |

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、「特別な事後監視」の対象団地数(推定)

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2020年度
第3回業務委員会
資料№3-2

2020年10月2日

# 経過措置指定団地の2020年9月解除並びに12月及び2021年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

| | 2017年3月31日 | | | 2017年4月～2020年7月 | 2020年9月1日 | 2020年9月1日推定（2020年7月生産動態統計BASE） | | | 2020年12月1日 | 2020年12月1日見込（2020年7月生産動態統計BASE） | | | 2021年3月1日 | 2021年3月1日見込（2020年7月生産動態統計BASE） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 供給地点群数の増減 | 解除 | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 解除見込み | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 | 解除見込み | 自由化団地 | 経過措置指定団地 | 団地 計 |
| 北海道<br>▲ 4 | *1*<br>333<br>5.9% | *2.9%*<br>10<br>0.6% | 343<br>4.6% | −4<br>3.7% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>332<br>5.4% | *2.1%*<br>7<br>0.6% | 339<br>4.7% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>332<br>5.4% | *2.1%*<br>7<br>0.6% | 339<br>4.7% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>332<br>5.3% | *2.1%*<br>7<br>0.7% | 339<br>4.7% |
| 東北<br>▲ 1 | *88*<br>542<br>9.6% | *13.3%*<br>83<br>4.8% | 625<br>8.5% | −22<br>20.4% | *0*<br>0<br>0.0% | *11*<br>567<br>9.2% | *6.0%*<br>36<br>3.2% | 603<br>8.3% | *0*<br>0<br>0.0% | *11*<br>567<br>9.2% | *6.0%*<br>36<br>3.3% | 603<br>8.3% | *0*<br>2<br>2.9% | *11*<br>569<br>9.1% | *5.6%*<br>34<br>3.3% | 603<br>8.3% |
| 関東<br>▲ 7 | *266*<br>1,385<br>24.5% | *34.3%*<br>722<br>41.8% | 2,107<br>28.6% | −34<br>31.5% | *3*<br>3<br>25.0% | *130*<br>1,558<br>25.3% | *24.8%*<br>515<br>46.3% | 2,073<br>28.5% | *2*<br>4<br>18.2% | *132*<br>1,562<br>25.3% | *24.7%*<br>511<br>46.9% | 2,073<br>28.5% | *17*<br>20<br>28.6% | *149*<br>1,582<br>25.3% | *23.7%*<br>491<br>48.1% | 2,073<br>28.5% |
| 中部 | *124*<br>469<br>8.3% | *28.7%*<br>189<br>10.9% | 658<br>8.9% | −11<br>10.2% | *1*<br>1<br>8.3% | *48*<br>515<br>8.4% | *20.4%*<br>132<br>11.9% | 647<br>8.9% | *2*<br>3<br>13.6% | *50*<br>518<br>8.4% | *19.9%*<br>129<br>11.8% | 647<br>8.9% | *6*<br>8<br>11.4% | *56*<br>526<br>8.4% | *18.7%*<br>121<br>11.9% | 647<br>8.9% |
| 北陸 | *10*<br>292<br>5.2% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 292<br>4.0% | −12<br>11.1% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>280<br>4.5% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 280<br>3.9% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>280<br>4.5% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 280<br>3.9% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>280<br>4.5% | *0.0%*<br>0<br>0.0% | 280<br>3.9% |
| 近畿 | *123*<br>680<br>12.0% | *33.3%*<br>339<br>19.6% | 1,019<br>13.8% | −14<br>13.0% | *0*<br>0<br>0.0% | *65*<br>756<br>12.3% | *24.8%*<br>249<br>22.4% | 1,005<br>13.8% | *5*<br>5<br>22.7% | *70*<br>761<br>12.3% | *24.3%*<br>244<br>22.4% | 1,005<br>13.8% | *7*<br>13<br>18.6% | *77*<br>774<br>12.4% | *23.0%*<br>231<br>22.6% | 1,005<br>13.8% |
| 中国 | *86*<br>549<br>9.7% | *13.1%*<br>83<br>4.8% | 632<br>8.6% | −23<br>21.3% | *1*<br>1<br>8.3% | *20*<br>571<br>9.3% | *6.2%*<br>38<br>3.4% | 609<br>8.4% | *0*<br>0<br>0.0% | *20*<br>571<br>9.2% | *6.2%*<br>38<br>3.5% | 609<br>8.4% | *2*<br>5<br>7.1% | *22*<br>576<br>9.2% | *5.4%*<br>33<br>3.2% | 609<br>8.4% |
| 四国 | *50*<br>291<br>5.1% | *17.6%*<br>62<br>3.6% | 353<br>4.8% | −2<br>1.9% | *2*<br>2<br>16.7% | *24*<br>323<br>5.2% | *8.0%*<br>28<br>2.5% | 351<br>4.8% | *3*<br>3<br>13.6% | *27*<br>326<br>5.3% | *7.1%*<br>25<br>2.3% | 351<br>4.8% | *0*<br>0<br>0.0% | *27*<br>326<br>5.2% | *7.1%*<br>25<br>2.5% | 351<br>4.8% |
| 九州 | *166*<br>931<br>16.5% | *20.4%*<br>238<br>13.8% | 1,169<br>15.8% | 4<br>−3.7% | *1*<br>5<br>41.7% | *50*<br>1,067<br>17.3% | *9.0%*<br>106<br>9.5% | 1,173<br>16.1% | *3*<br>7<br>31.8% | *53*<br>1,074<br>17.4% | *8.4%*<br>99<br>9.1% | 1,173<br>16.1% | *14*<br>22<br>31.4% | *67*<br>1,096<br>17.5% | *6.6%*<br>77<br>7.5% | 1,173<br>16.1% |
| 沖縄 | *1*<br>181<br>3.2% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 182<br>2.5% | 10<br>−9.3% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>191<br>3.1% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 192<br>2.6% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>191<br>3.1% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 192<br>2.6% | *0*<br>0<br>0.0% | *0*<br>191<br>3.1% | *0.5%*<br>1<br>0.1% | 192<br>2.6% |
| 全国 計<br>▲ 12 | *915*<br>5,653<br>100.0% | *23.4%*<br>1,727<br>100.0% | ＜減少率=<br>7,380<br>100.0% | −1.5%＞<br>−108<br>100.0% | *8*<br>12<br>100.0% | *348*<br>6,160<br>100.0% | *15.3%*<br>1,112<br>100.0% | 7,272<br>100.0% | *15*<br>22<br>100.0% | *363*<br>6,182<br>100.0% | *15.0%*<br>1,090<br>100.0% | 7,272<br>100.0% | *46*<br>70<br>100.0% | *409*<br>6,252<br>100.0% | *14.0%*<br>1,020<br>100.0% | 7,272<br>100.0% |

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2020年度
第3回業務委員会
資料№4

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　２年　９月　２日
電力・ガス取引監視等委員会

# ガスの特別な事後監視について（令和元年度第４四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス料金）を、3年間監視することとされています。
　令和2年1月から3月を対象とした「特別な事後監視」の結果について公表します。

## 1．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　24事業者　31供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　377事業者　1，252供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

　対象となる事業者から令和2年1月から3月までの期間（以下、「対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

- 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス料金（月次）（以下、標準料金）
- 原料費調整額（月次）
- 家庭用におけるガス販売量及び販売額（月次）

## 2．調査結果

（1）調査の結果、値上げを行った事業者が1社確認されたため、その内容について追加的に検証・確認を行った。

（2）上記の結果を含め、令和元年度第4四半期の特別な事後監視において、合理的でない値上げが行われた事実は認められなかった。

以　上

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　遠藤
担当者：中橋
電　話：03-3501-1511（内線　4381～4）
03-3501-1552（直通）

**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料№5**

令和２年９月９日

小売電気事業者、ガス小売事業者　各位

電力・ガス取引監視等委員会
取引監視課

電気及びガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について（注意喚起）

小売電気事業者及びガス小売事業者は、小売供給契約の締結をしようとするときは、需要家に対して供給条件を説明しなければならず、当該説明をするとき及び小売供給契約を締結したときは、それぞれ法定の事項を記載した書面を交付する必要があります（電気事業法第２条の１３第１項、同条第２項、同法第２条の１４第１項、ガス事業法第１４条第１項、同条第２項及び同法第１５条第１項）。

今般、小売電気・ガス小売事業者が、電気及びガスの小売供給契約の締結に係る業務を他の事業者に委託して実施した際に、上記供給条件の説明が適切に行われなかった事案が発生しております。

つきましては、小売電気事業者及びガス小売事業者の皆様におかれては、同様の事案が発生しないよう、法の規定する説明義務及び書面交付義務の履行状況について、業務委託先の状況も含め改めて確認するとともに、問題が発見された場合には、当委員会への報告を含む適切な措置をとるようお願いいたします。

**下線はコミュニティーガス協会**

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 東京電力エナジーパートナー株式会社に対する業務改善勧告を行いました

2020年9月9日

▶エネルギー・環境

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項及びガス事業法第178条第1項の規定に基づき、東京電力エナジーパートナー株式会社に対して業務改善勧告を行いました。

## 1. 概要

東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成30年12月から令和2年1月までの間、電気及びガスの小売供給契約の締結を電話で勧誘する際に、少なくとも52件の需要家に対し、電気及びガスの供給条件（小売供給契約の申込みの方法や小売供給に係る料金に関するもの）について不十分な説明や虚偽の説明をしました。
このため、当委員会は、本件について、電力及びガスの適正な取引の確保を図るため、電気事業法及びガス事業法に基づき業務改善勧告を行いました。

## 2. 勧告の内容

1. 今後、電気事業法及びガス事業法の説明義務の規定に違反することがないよう、法令違反の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築、需要家に対する説明方法の改善、業務委託先に対する監督方法の抜本的な改善等必要な措置を講ずること。
2. 前記1.に基づいて講じた措置の内容を自社及び業務委託先の役員及び従業員に周知徹底すること。
3. 前記1.に基づいて講じた措置並びに前記2.に基づいて実施した周知について、令和2年10月9日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

## 3. 小売電気事業者各社への注意喚起

電力・ガス取引監視等委員会は、小売電気事業者及びガス小売事業者に対し、同様の事案が発生しないよう、業務委託先における説明義務及び書面交付義務の履行状況を改めて確認するとともに、必要に応じ適切な措置をとるよう注意喚起を実施しております。

## 4. 添付資料

- 事案の概要（PDF形式：154KB）

## 担当

電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 遠藤
担当者：宮嶋、長窪、佐々木

電話：03-3501-1511（内線 4381～4）
03-3501-1552（直通）
03-3501-1568（FAX）

（添付資料）

# 事案の概要

1. 勧告の内容

(1) 東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電 EP」という。）は、今後、電気事業法第2条の13第1項及びガス事業法第14条第1項の規定に違反することがないよう、法令違反の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築、需要家に対する説明方法の改善、電気及びガスの小売供給契約の締結に係る業務を委託する事業者（以下「業務委託先」という。）に対する監督方法の抜本的な改善等必要な措置を講ずること。
(2) 東電 EP は、前記(1)に基づいて講じた措置の内容を自社及び業務委託先の役員及び従業員に周知徹底すること。
(3) 東電 EP は、前記(1)に基づいて講じた措置及び前記(2)に基づいて実施した周知について、令和 2 年 10 月 9 日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

2. 事実

(1) 本件の経緯等

ア 東電 EP は、平成 30 年 12 月 3 日、電話勧誘業務を営む他の事業者（以下「本件業務委託先」という。）に対し、東電 EP 保有の顧客リスト（過去に東電 EP と電気の小売供給契約を締結していた需要家のリスト）に基づき架電等を行い電気及びガスの小売供給契約の締結の勧誘や契約手続を行う業務（以下「本件業務」という。）を委託し、同年 12 月 25 日、本件業務を開始した。

イ 本件業務については、遅くとも平成 31 年 2 月以降、東電 EP に対し、本件業務により東電 EP と電気及びガスの小売供給契約を締結した需要家から、契約をした覚えがない等の苦情が寄せられ、同様の苦情は、本件業務が停止される前月の令和元年 12 月末頃まで継続的に発生していた。本件業務に関し、東電 EP の担当部署が把握していた 256 件の苦情等のうち、契約を締結した認識がない旨の苦情は 137 件、認識していた契約内容と実際の契約内容が異なる旨の苦情は 39 件あった。

ウ 東電 EP は、本件業務に関し、平成 31 年 3 月以降、苦情対応や業務の品質管理のため、本件業務委託先に対し、架電時の音声データの提出を求め、同年 12 月までに合計 71 件の音声データの提出を受けた。

エ 本件業務委託先の担当者は、東電 EP から音声データの提出を求められた際に、不適切な勧誘行為が東電 EP に発覚することをおそれ、一部の音声データについて、不適切な説明、会話の部分等の改ざん（音声データの削除、新たに作成した音声データとの差替え等）をして提出していた。

オ 令和 2 年 1 月、本件業務委託先の内部通報を契機として前記の改ざんが発覚し、報告を受けた東電 EP は本件業務を停止した。東電 EP の担当者は、改ざんされた音声データと改ざん前の音声データの文字起こしをしたものを確認し、電気事業法及びガス事業法上必要な供給条件の説明は実施されていると判断した上で、需要家の意思に基づかずに小売供給契約が締結された事例はあったものの、それらの契約は同月の時点で既に終了していたことから、音声データの改ざんの対象となった需要家や、本件業務により小売供給契約を締結したそれ以外の需要家に対する意思確認や供給条件の再

説明等の措置は不要と考え、東電 EP は、後記カの時点まで、それらの対応をしなかった。

カ　東電 EP は、令和 2 年 6 月 16 日、自社のウェブサイトに、本件の不適切な営業行為に関する謝罪と、本件業務により小売供給契約を締結した需要家に対し改めて契約内容の確認を実施する旨を掲載し、同月 25 日以降、専用ダイヤルを開設し、需要家宛てに契約内容を記載した書面等を送付した。

同年 7 月 15 日の時点で、東電 EP と契約中の需要家から 361 件、解約済みの需要家から 142 件、合計 503 件の連絡があり、そのうち、契約を締結した認識がないという申出が 22 件、認識している契約内容と異なるという申出が 8 件、勧誘行為に問題があったという申出が 8 件あった。

(2) 小売供給契約の締結に係る説明義務違反

本件業務委託先が東電 EP に音声データを提出した 71 件(そのうち勧誘時の音声データは 64 件)に関し、東電 EP が本件業務委託先により実施した電気及びガスの供給条件の説明については、次のとおり、少なくとも 52 件について、事実に反する説明や不十分な説明が行われていた。

ア　小売供給契約の申込みの方法について

本件業務においては、本件業務委託先が架電した際の相手方の意思表示をもって小売供給契約の申込みとし、当該電話によって契約が成立することとされていた。

しかし、本件業務委託先の架電担当者は、少なくとも 7 件について、上記の運用にもかかわらず、勧誘の相手方に対し、当該電話では契約は成立しないとの虚偽の説明や、当該電話で契約が成立することの不十分な説明をした上で、契約の切替えに必要な契約者番号等の情報を聴取し、契約手続を行った。

イ　小売供給に係る料金について

本件業務委託先の架電担当者は、少なくとも 50 件について、供給者を東電 EP に切り替えることによって実際には電気料金があまり安くならない又は高くなる場合があり得るにもかかわらず、現在の電気料金から一律に年間 1200 円が割引されるかのような説明や、電気料金について年間 1200 円割引されると告げるのみで料金の額の算出方法に全く触れない説明、東京電力が一番節約できる会社であるとの発言、現在の契約には何のメリットもなく需要家は損をしているとの発言をするなど、電気又はガスの小売供給に係る料金に関し、事実に反する説明や不十分な説明をした。

3. 勧告の必要性

本件は、小売電気事業者・ガス小売事業者が、電話勧誘業務の委託先を通じ、小売供給契約を締結しようとするときに、事実に反する説明や不十分な説明をしていた事案である。

電気事業法及びガス事業法の説明義務は、需要家が、料金その他の供給条件を十分に理解した上で適切な判断を可能とするために課されているものであり、需要家保護の見地から重要な意義を有する。法令が定める事項について十分な説明がされていない場合はもちろん、何らかの説明がなされていたとしても、同時に、当該事項について虚偽の事実等が告げられ、需要家が適切な判断をすることができない状態に置かれたような場合には、説明義務を果たしたとは認められない。本件は、小売供給契約の申込みの方法、小売供給に係る料金等重要な事項について、事実に反する説明や不十分な説明が継続的に行われていたものであり、上記説明義務の趣旨に照らし、重大な事案と評価せざるを得ない。

本件では、本件業務委託先が、東電 EP の調査に対し、不適切な営業の実態を隠すため音声データを改ざんして報告するなど、東電 EP による適切な指導、監督を難しくする事情があったことは否定できない。しかし、前記の事実に反する説明や不十分な説明の中には、東電 EP が承認したトークスクリプトに起因するものが多く存在する上、該当部分の音声データが改ざんされずに報告されていたものも多数あり、需要家の苦情の内容や音声データを精査すれば、東電 EP は問題のある説明が行われていることに気付くことができたと考えられるところ、本件業務の終了時までそれらは是正されなかった。東電 EP が、令和 2 年 1 月に本件が発覚した当初、需要家保護のための追加措置を不要と判断していたことにも鑑みると、本件に係る東電 EP の対応には大きな問題があるといわざるを得ず、東電 EP の経営管理態勢及び業務運営態勢には改善の必要がある。
したがって、電力及びガスの適正な取引の確保を図るため、前記 1 記載の措置を講ずるよう勧告する。

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

# 中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善勧告を行いました

2020年7月8日

▶エネルギー・環境

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項の規定に基づき、中部電力ミライズ株式会社に対する業務改善勧告を行いました。

## 1. 概要

中部電力株式会社及びその小売電気事業者の地位を承継した中部電力ミライズ株式会社は、令和元年12月から令和2年5月までの間に締結した電気の小売供給契約のうち、28,962件の小売供給契約について電気事業法第2条の14第1項の書面（契約締結後交付書面）を交付せず、うち20,313件について電気事業法第2条の13第2項の書面（契約締結前交付書面）を交付しませんでした。

このため、当委員会は、本件について、電力の適正な取引の確保を図るため、電気事業法に基づき業務改善勧告を行いました。

## 2. 勧告の内容

1. 契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付が今後発生しないよう、当該不交付の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築を含む必要な措置を講ずること。
2. 前記1に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知し、法令遵守を徹底すること。
3. 前記１に基づいて講じた措置並びに前記２に基づいて実施した周知の内容及び日時について、令和2年8月5日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

## 3. 小売電気事業者各社への注意喚起

電力・ガス取引監視等委員会は、近時、電気の小売供給契約の締結や更新に関し書面の交付がされていなかった事案や、電気料金を誤って請求した事案などが相次いで報告されたことから、小売電気事業者に対し、同様の事案が発生しないよう、電気事業法に基づく説明義務及び書面交付義務の履行状況を改めて確認するとともに、必要に応じ適切な措置をとるよう注意喚起を実施しております。

## 4. 添付資料

- 事案の概要（PDF形式：117KB）

## 担当

電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 遠藤
担当者：栗島、長窪、佐々木

（添付資料）

# 事案の概要

１．勧告の内容

(1)　中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）は、電気の供給に係る小売供給契約の締結に関し、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項及び第 2 条の 14 第 1 項の書面（以下、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項の書面を「契約締結前交付書面」といい、電気事業法第 2 条の 14 第 1 項の書面を「契約締結後交付書面」という。）の不交付が今後発生しないよう、当該不交付の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築を含む必要な措置を講ずること。

(2)　中部電力ミライズは、前記(1)に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知し、法令遵守を徹底すること。

(3)　中部電力ミライズは、前記(1)に基づいて講じた措置並びに前記(2)に基づいて実施した周知の内容及び日時について、令和 2 年 8 月 5 日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

2. 事実

中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）は、令和元年 12 月から令和 2 年 3 月までの間、電気の小売供給契約の締結をした際、19,681 件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち 13,577 件の小売供給契約について契約締結前交付書面を交付しなかった。

中部電力ミライズは、令和 2 年 4 月から同年 5 月までの間、電気の小売供給契約の締結をした際、9,281 件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち 6,736 件の小売供給契約について契約締結前交付書面を交付しなかった。

以上の契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付の件数は、それぞれ合計で 20,313 件及び 28,962 件であり、対象となった需要家数は 28,927 名である。

3. 勧告の必要性

本件は、電気の小売供給契約に係る契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付が、5 か月にわたり、28,927 名の需要家について発生した事案である。契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付は、需要家の利益の保護のため重要な意義を有するものであり、本件は、法令違反の内容、期間及び件数において、重大な事案と評価せざるを得ない。

また、本件は、顧客管理システムの改修に伴い発生した同システムの不具合に起因するものであるが、不具合を防止できなかった要因として、システム設計時の検討及び運用試験が不十分であったことが認められ、システムの運用開始後に本件を発見できなかった要因として、法令遵守状況の確認が不十分であったことが認められる。中部電力は、昨年も、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付に関し法令違反を発生させており、中部電力ミライズの業務実施体制には、改善の必要があると考えられる。

したがって、電力の適正な取引の確保を図るため、前記 1 記載の措置を講ずるよう勧告する。

○経済産業省告示第百五十九号

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第十九号）別表第一第二表の規定に基づき、旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成三十一年経済産業省告示第百十五号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和二年七月二十二日　　経済産業大臣　梶山　弘志

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

| 年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成24～30年度平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業自己資本利益率 | 6.00 | 8.96 | 9.45 | 9.24 | 9.78 | 10.75 | 10.38 | |
| 公社債利回り実績値 | 0.81 | 0.70 | 0.51 | 0.36 | 0.03 | 0.13 | 0.13 | |
| 自己資本報酬率適用率（β値：0.7） | 4.44 | 6.48 | 6.77 | 6.58 | 6.86 | 7.56 | 7.31 | 6.57 (A) |

（事業者の経営状況を反映するための年限　７年）

②他人資本報酬率

| | |
|---|---|
| 平均実績有利子負債利子率(B) | 1.37 |
| 平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.12%）補正後） | 1.49 |

（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

| | |
|---|---|
| 需要家数30万戸以上の事業者 | 3.19 |
| 需要家数30万戸未満の事業者 | 3.27 |

○経済産業省告示第百六十号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）第十八条第二項、別表第一から別表第四まで及び様式第一の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年七月二十二日　　経済産業大臣　梶山　弘志

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 1～11　[略] | 1～11　[略] |
| 12　事業報酬率<br>規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、3.27%とする。 | 12　事業報酬率<br>規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、2.93%とする。 |
| 13・14　[略] | 13・14　[略] |
| 備考　表中の［　］は注記である。 | |

別表２を次のように改める。

別表２

１供給地点当たりのガスの月平均販売量の標準値

（単位：立方メートル）

| 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 8.0 | 埼　玉 | 12.8 | 愛　知 | 11.5 | 鳥　取 | 10.0 | 佐　賀 | 9.2 |
| 青　森 | 7.8 | 千　葉 | 12.9 | 岐　阜 | 13.0 | 島　根 | 10.5 | 長　崎 | 9.8 |
| 岩　手 | 9.7 | 東　京 | 13.1 | 三　重 | 13.2 | 岡　山 | 9.5 | 熊　本 | 8.7 |
| 宮　城 | 13.1 | 神奈川 | 11.6 | 福　井 | 9.9 | 広　島 | 11.5 | 大　分 | 8.2 |
| 秋　田 | 7.4 | 新　潟 | 7.9 | 大　阪 | 11.8 | 山　口 | 9.7 | 宮　崎 | 9.1 |
| 山　形 | 13.1 | 長　野 | 13.6 | 兵　庫 | 10.2 | 徳　島 | 9.1 | 鹿児島 | 9.6 |
| 福　島 | 12.6 | 山　梨 | 9.8 | 滋　賀 | 11.3 | 香　川 | 8.4 | 沖　縄 | 6.5 |
| 茨　城 | 12.0 | 静　岡 | 11.1 | 京　都 | 11.4 | 愛　媛 | 8.8 | | |
| 栃　木 | 13.6 | 富　山 | 8.2 | 奈　良 | 11.3 | 高　知 | 10.8 | | |
| 群　馬 | 12.3 | 石　川 | 10.2 | 和歌山 | 9.5 | 福　岡 | 9.7 | | |

（注）　１立方メートル当たり100.4652メガジュール（24,000キロカロリー）

別表４－１を次のように改める。

別表4-1
(1/2)　　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

（単位：円）

| 取得時期による区分(注1)(注2) | | | | 昭和48年6月30日以前 | 昭和48年7月1日～昭和49年9月19日 | 昭和49年9月20日～昭和50年10月19日 | 昭和50年10月20日～昭和52年1月9日 | 昭和52年1月10日～昭和52年12月31日 | 昭和53年1月1日～昭和54年11月28日 | 昭和54年11月29日～昭和56年2月16日 | 昭和56年2月17日～昭和58年8月16日 | 昭和58年8月17日～昭和62年10月18日 | 昭和62年10月19日～平成元年3月31日 | 平成元年4月1日～平成11年11月18日 | 平成11年11月19日～平成15年12月31日 | 平成16年1月1日～平成19年4月30日 | 平成19年5月1日～平成22年3月31日 | 平成22年4月1日～平成25年3月31日 | 平成25年4月1日～平成29年3月31日 | 平成29年4月1日～令和2年3月31日 | 令和2年4月1日以降 | 法定耐用年数に応じた償却率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 土地 | | | | 別表3による | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 建物 | | | | 2,910 | 3,400 | 6,040 | 5,840 | 7,150 | 7,550 | 7,870 | 8,770 | 9,380 | 10,350 | 10,485 | 12,670 | 11,520 | 12,350 | 9,100 | 9,060 | 10,950 | 11,910 | 0.030 |
| 償却資産 | 構築物 | | 50kg容器 | ― | 550 | 950 | 960 | 1,020 | 1,250 | 1,300 | 1,450 | 1,550 | 1,680 | 1,700 | 4,960 | 4,430 | 4,230 | 3,660 | 4,360 | 4,930 | 5,030 | 0.100 |
| | | | バルク貯槽 | | | | | | | | | | | | | | 32,410 | 17,390 | 17,170 | 19,670 | 20,590 | 0.100 |
| | 機械装置 | 気化装置 | | | | | | | | | | | | | | | | 18,520 | 19,580 | 20,400 | 20,780 | 0.100 |
| | | 集合装置 | 50kg容器 | 2,080 | 2,080 | 2,780 | 3,680 | 3,920 | 4,160 | 4,310 | 4,800 | 5,130 | 5,960 | 6,040 | 10,590 | 10,560 | 10,980 | 10,460 | 9,620 | 10,070 | 10,660 | 0.100 |
| | | | バルク貯槽 | | | | | | | | | | | | | | 12,350 | 13,610 | 11,740 | 11,500 | 12,180 | 0.100 |
| | | 容器 | 50kg容器 | 2,640 | 3,450 | 4,910 | 4,490 | 5,450 | 5,710 | 5,740 | 6,400 | 6,840 | 5,810 | 5,885 | 5,270 | 4,560 | 4,320 | 2,990 | 2,910 | 2,790 | 3,010 | 0.167 |
| | | | バルク貯槽 | | | | | | | | | | | | | | 8,400 | 9,670 | 8,950 | 8,900 | 9,000 | 0.167 |
| | 導管 | 炭素鋼鋼管 | 共同住宅 | 3,080 | 6,790 | 8,440 | 9,740 | 11,270 | 11,850 | 12,260 | 13,660 | 14,610 | 15,730 | 15,935 | 26,170 | 30,570 | 33,270 | 35,440 | 36,340 | 40,820 | 40,820 | 0.077 |
| | | | 単独住宅 | 14,080 | 22,390 | 27,730 | 32,540 | 37,610 | 38,690 | 40,150 | 44,730 | 47,820 | 53,160 | 53,850 | 88,660 | 98,230 | 108,160 | 114,430 | 116,810 | 132,770 | 132,770 | 0.077 |
| | | ポリエチレン管 | 共同住宅 | | | | | | | | | | 19,600 | 19,855 | 32,810 | 32,380 | 32,080 | 32,280 | 32,250 | 35,620 | 35,620 | 0.077 |
| | | | 単独住宅 | | | | | | | | | | 62,120 | 62,930 | 108,630 | 105,990 | 103,690 | 104,610 | 103,950 | 117,540 | 123,680 | 0.077 |
| | メーター | | | 2,530 | 2,970 | 4,570 | 4,790 | 5,090 | 5,120 | 5,390 | 6,010 | 6,430 | 5,500 | 5,570 | 14,290 | 13,940 | 13,020 | 11,010 | 9,950 | 9,650 | 9,720 | 0.077 |
| | 備品 | | | 160 | 160 | 190 | 270 | 280 | 300 | 310 | 350 | 380 | 300 | 305 | 390 | 810 | 390 | 380 | 320 | 340 | 380 | 0.200 |
| | 車両 | | | 別表4－2による | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別表4-1

(2/2)　　1供給地点当たり建物及び償却資産投資額の標準投資額

（単位：円）

| 取得時期による区分（注1)(注2) | | | | | | 昭和48年 | 昭和48年 | 昭和49年 | 昭和50年 | 昭和52年 | 昭和53年 | 昭和54年 | 昭和56年 | 昭和58年 | 昭和62年 | 平成元年 | 平成11年 | 平成16年 | 平成19年 | 平成22年 | 平成25年 | 平成29年 | 令和2年 | 法定耐用年数に応じた償却率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 6月30日 | 7月 1日 | 9月20日 | 10月20日 | 1月10日 | 1月 1日 | 11月29日 | 2月17日 | 8月17日 | 10月19日 | 4月 1日 | 11月19日 | 1月1日 | 5月1日 | 4月1日 | 4月1日 | 4月1日 | 4月1日 | |
| | | | | | | 以前 | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | ～ | 以 降 | |
| | | | | | | | 昭和49年 | 昭和50年 | 昭和52年 | 昭和52年 | 昭和54年 | 昭和56年 | 昭和58年 | 昭和62年 | 平成元年 | 平成11年 | 平成15年 | 平成19年 | 平成22年 | 平成25年 | 平成29年 | 令和2年 | | |
| | | | | | | | 9月19日 | 10月19日 | 1月 9日 | 12月31日 | 11月28日 | 2月16日 | 8月16日 | 10月18日 | 3月31日 | 11月18日 | 12月31日 | 4月30日 | 3月31日 | 3月31日 | 3月31日 | 3月31日 | | |
| 50kg容器 | 一供給地点当たり合計 | 気化装置なし | 共同住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | 13,400 | 19,400 | 27,880 | 29,770 | 34,180 | 35,940 | 37,180 | 41,440 | 44,320 | 45,330 | 45,920 | 74,340 | 76,390 | 78,560 | 73,040 | 72,560 | 79,550 | 81,530 | |
| | | | | | 償却率 | 0.0889 | 0.0882 | 0.0859 | 0.0854 | 0.0852 | 0.0853 | 0.0848 | 0.0848 | 0.0848 | 0.0819 | 0.0819 | 0.0802 | 0.0805 | 0.0796 | 0.0799 | 0.0797 | 0.0785 | 0.0784 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | 49,200 | 49,840 | 80,980 | 78,200 | 77,370 | 69,880 | 68,470 | 74,350 | 76,330 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | 0.0814 | 0.0814 | 0.0799 | 0.0804 | 0.0797 | 0.08 | 0.0798 | 0.0786 | 0.0785 | |
| | | | 単独住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | 24,400 | 35,000 | 47,170 | 52,570 | 60,520 | 62,780 | 65,070 | 72,510 | 77,530 | 82,760 | 83,835 | 136,830 | 144,050 | 153,450 | 152,030 | 153,030 | 171,500 | 173,480 | |
| | | | | | 償却率 | 0.0831 | 0.0828 | 0.0819 | 0.0813 | 0.0812 | 0.0813 | 0.081 | 0.081 | 0.0811 | 0.0792 | 0.0792 | 0.0783 | 0.0784 | 0.0783 | 0.0784 | 0.0783 | 0.0777 | 0.0776 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | 91,720 | 92,915 | 156,800 | 151,810 | 148,980 | 142,210 | 140,170 | 156,270 | 164,390 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | 0.0789 | 0.0789 | 0.078 | 0.0782 | 0.0784 | 0.0785 | 0.0784 | 0.0777 | 0.0777 | |
| | | 気化装置あり | 共同住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 91,560 | 92,140 | 99,950 | 102,310 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.084 | 0.084 | 0.0829 | 0.0828 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 88,400 | 88,050 | 94,750 | 97,110 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.0842 | 0.0843 | 0.0832 | 0.0831 | |
| | | | 単独住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 170,550 | 172,610 | 191,900 | 194,260 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.0807 | 0.0807 | 0.08 | 0.08 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 160,730 | 159,750 | 176,670 | 185,170 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.081 | 0.081 | 0.0803 | 0.0802 | |
| バルク貯槽 | 一供給地点当たり合計 | 気化装置なし | 共同住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 87,500 | 84,470 | 90,880 | 92,690 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.0956 | 0.0949 | 0.0941 | 0.0943 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 84,340 | 80,380 | 85,680 | 87,490 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.0963 | 0.0958 | 0.0952 | 0.0954 | |
| | | | 単独住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 166,490 | 164,940 | 182,830 | 184,640 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.0868 | 0.0861 | 0.0855 | 0.0857 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | | 156,670 | 152,080 | 167,600 | 175,550 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | | 0.0874 | 0.0869 | 0.0863 | 0.0861 | |
| | | 気化装置あり | 共同住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | 99,840 | 106,020 | 104,050 | 111,280 | 113,470 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | 0.0954 | 0.0964 | 0.0958 | 0.0952 | 0.0954 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | 98,650 | 102,860 | 99,960 | 106,080 | 108,270 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | 0.0956 | 0.097 | 0.0966 | 0.0961 | 0.0962 | |
| | | | 単独住宅 | 炭素鋼鋼管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | 174,730 | 185,010 | 184,520 | 203,230 | 205,420 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | 0.0875 | 0.0881 | 0.0876 | 0.0869 | 0.0871 | |
| | | | | ポリエチレン管 | 投資額 | | | | | | | | | | | | | | 170,260 | 175,190 | 171,660 | 188,000 | 196,330 | |
| | | | | | 償却率 | | | | | | | | | | | | | | 0.0878 | 0.0887 | 0.0884 | 0.0877 | 0.0876 | |

(注)1. 「取得時期」とは、当該有形固定資産の取得に係る指定旧供給地点小売供給約款の設定についての当該供給約款の認可（当該有形固定資産の取得が指定旧供給地点の増加に係るものである場合には、当該供給地点の増加についての当該供給約款の認可）の申請の受理日をいう。

2. 上記の取得時期以後に取替又は原価算定期間中に取替えを予定している資産については、この別表中「取得時期」を「取替え時期」と読み替えるものとする。

3. 1供給地点当たりの合計の欄の投資額は、土地及び車輌を除いた投資額であり、また、償却率は車輌を除いた率である。

4. 昭和62年11月18日以前の導管（ポリエチレン管）については、炭素鋼鋼管の投資額を用いること。

5. 平成11年11月19日以降のメーターの投資額は、マイコンメーターの投資額である。

6. 平成11年11月19日前に取得したマイコンメーターの投資額は、5. の投資額を適用することもできる。

7. 平成22年3月31日以前の構築物のバルク貯槽の投資額は、気化装置を含んだ投資額である。

別表４－２を次のように改める。

別表4-2

１供給地点当たりの車両の標準投資額

（単位：円）

| 取得時期による区分 / 供給地点群の規模別区分 | 昭和62年10月18日以前 | 昭和62年10月19日～平成元年3月31日 | 平成元年4月1日～平成11年11月18日 | 平成11年11月19日～平成15年12月31日 | 平成16年1月1日～平成19年5月6日 | 平成19年5月7日～平成22年3月31日 | 平成22年4月1日～平成25年3月31日 | 平成25年4月1日～平成29年3月31日 | 平成29年4月1日～令和2年3月31日 | 令和2年4月1日以降 | 償却率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 70地点以上～250地点まで | 4,440 | 4,980 | 4,880 | 7,250 | 7,270 | 7,900 | 8,240 | 8,310 | 8,560 | 8,910 | 0.2 |
| 250地点を超え～1,000地点まで | 2,610 | 2,230 | 2,190 | 5,330 | 5,450 | 5,930 | 6,180 | 6,230 | 6,420 | 6,680 | 0.2 |
| 1,000地点を超え～2,000地点まで | 1,940 | 1,600 | 1,565 | 4,450 | 4,540 | 4,940 | 5,150 | 5,190 | 5,350 | 5,570 | 0.2 |
| 2,000地点を超え～3,000地点まで | 1,740 | 1,575 | 1,540 | 4,140 | 4,240 | 4,610 | 4,810 | 4,850 | 4,990 | 5,200 | 0.2 |
| 3,000地点を超え～4,000地点まで | 1,650 | 1,565 | 1,530 | 4,000 | 4,090 | 4,440 | 4,640 | 4,670 | 4,810 | 5,010 | 0.2 |
| 4,000地点を超え～5,000地点まで | 1,610 | 1,550 | 1,520 | 3,910 | 4,000 | 4,340 | 4,530 | 4,570 | 4,700 | 4,900 | 0.2 |
| 5,000地点を超え～6,000地点まで | 1,580 | 1,540 | 1,505 | 3,700 | 3,790 | 4,110 | 4,290 | 4,330 | 4,450 | 4,640 | 0.2 |
| 6,001地点以上 | 1,570 | 1,530 | 1,495 | 3,560 | 3,640 | 3,950 | 4,120 | 4,150 | 4,280 | 4,450 | 0.2 |

（注）１．昭和62年10月18日以前の車両投資額は、供給地点群の供給地点数に当該供給地点群の規模別区分の標準投資額を乗じて算定すること。

２．昭和62年10月19日以降の車両投資額は、供給地点群の供給地点数に至るまで、各規模別区分に応じた供給地点数に各規模別区分の標準投資額を乗じて、順次積み上げることにより算定すること。

別表６を次のように改める。

別表６

都道府県別の平均年間労務費の標準値（１人当たり）

（単位：千円）

| 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 | 都道府県 | 標準値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 北海道 | 5,513 | 埼　玉 | 6,085 | 愛　知 | 6,158 | 鳥　取 | 5,214 | 佐　賀 | 5,262 |
| 青　森 | 4,967 | 千　葉 | 6,132 | 岐　阜 | 5,956 | 島　根 | 5,165 | 長　崎 | 5,141 |
| 岩　手 | 5,103 | 東　京 | 7,398 | 三　重 | 6,113 | 岡　山 | 5,696 | 熊　本 | 5,150 |
| 宮　城 | 5,365 | 神奈川 | 6,601 | 福　井 | 5,727 | 広　島 | 5,875 | 大　分 | 5,507 |
| 秋　田 | 5,038 | 新　潟 | 5,569 | 大　阪 | 6,482 | 山　口 | 5,574 | 宮　崎 | 5,040 |
| 山　形 | 5,088 | 長　野 | 5,565 | 兵　庫 | 6,100 | 徳　島 | 5,638 | 鹿児島 | 5,246 |
| 福　島 | 5,460 | 山　梨 | 5,851 | 滋　賀 | 5,809 | 香　川 | 5,696 | 沖　縄 | 5,155 |
| 茨　城 | 5,743 | 静　岡 | 5,999 | 京　都 | 6,040 | 愛　媛 | 5,273 | | |
| 栃　木 | 5,661 | 富　山 | 5,818 | 奈　良 | 5,980 | 高　知 | 5,243 | | |
| 群　馬 | 5,713 | 石　川 | 5,734 | 和歌山 | 5,572 | 福　岡 | 5,604 | | |

別表８を次のように改める。

別表８

導管配分比率

| | | |
|---|---|---|
| 供給需要原価（本支管分） | V | 0.832 |
| 需要家原価（供給管分） | W | 0.168 |

労務費及び車両配分比率

| | | |
|---|---|---|
| 供給需要原価 | Y | 0.4059 |
| 需要家原価 | Z | 0.5941 |

○経済産業省告示第百六十一号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成三十一年経済産業省告示第百十七号）の全部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年七月二十二日　　経済産業大臣　菅　義偉

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

| 年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成24～30年度平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 全産業自己資本利益率 | 6.00 | 8.96 | 9.45 | 9.24 | 9.78 | 10.75 | 10.38 | |
| 公社債利回り実績値 | 0.81 | 0.70 | 0.51 | 0.36 | 0.03 | 0.13 | 0.13 | |
| 自己資本報酬率適用率（β値：0.7） | 4.44 | 6.48 | 6.77 | 6.58 | 6.86 | 7.56 | 7.31 | 6.57 (A) |

（事業者の経営状況を反映するための年限　７年）

②他人資本報酬率

| | |
|---|---|
| 平均実績有利子負債利子率(B) | 1.37 |
| 平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.12%）補正後） | 1.49 |

（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

| | |
|---|---|
| ガスメーター取付数30万個以上の事業者 | 3.19 |
| ガスメーター取付数30万個未満の事業者 | 3.27 |

# 公　告

## 諸　事　項

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和２年７月22日

関東地方整備局長　土井　弘次

１　処分をした年月日　令和２年６月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エィテック　栗原　幹夫　神奈川県海老名市東柏ヶ谷２－11－21－101　国土交通大臣許可（般・特－29）第26799号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和２年４月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和２年７月22日

関東地方整備局長　土井　弘次

１　処分をした年月日　令和２年６月25日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　オムロンフィールドエンジニアリング株式会社　四方　克弘　東京都目黒区三田１－６－21　国土交通大臣許可（般・特－27）第6002号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和２年４月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料6-2**

U00201-標準係数参照

画面の項目説明( こちら )

## 標準係数参照

料金算定に利用する標準係数の参照を行います。

更新モード： 参照

| | | |
|---|---|---|
| 版数説明 | 令和2年7月22日実施(事業報酬額率の更新) | 検索 |
| 標準係数 | 表-1：原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数 | |

表1 | 表2 | 表3 | 表4 | 表5 | 表6 | 表7 | 表8 | その他（参考）

表－1　原料価格の1立方メートル当たりガス料金への換算係数

| | 所在地 | い号・私営 | ろ号・私営 | い号ろ号・私営 | い号・公営 | ろ号・公営 | い号ろ号・公営 | 都道府県コード |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ▶ | 北海道、青森県、岩手県及び秋田県に所在する供給地点群 | 0.215 | 0.225 | 0.220 | 0.210 | 0.219 | 0.215 | 01,02,03,05 |
| | 沖縄県に所在する供給地点数 | 0.202 | 0.209 | 0.205 | 0.197 | 0.204 | 0.200 | 47 |
| | その他に所在する供給地点数 | 0.210 | 0.220 | 0.215 | 0.204 | 0.215 | 0.210 | |

| | F1 | F2 | F3 | F4 | F5 | F6 | F7 | F8 | F9 | F10 | F11 | F12 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | ガイダンス | | | | | | | | | 確定 | 確定して閉じる | 閉じる |
| SHIFT | | | | | | | | | | | | |

標準係数更新ツール　Version 1.00.01-020061

Copyright (C) 2011- KANADEN BRAIN CORPORATION All rights reserved.

18:42

**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料№7-1**

2020 年 7 月 29 日

【お願い】ガス事業会計規則　附則別表第一　改正の件

（一社）日本コミュニティーガス協会

題記、ガス事業会計規則（昭和 29 年　省令第 15 号）附則別表第一につき、以下のとおり改正していただきたく、ご検討の程よろしくお願いいたします。

1. 改正要望の内容
   ① 附則別表第 1 のうち、表「収益」に記載の款「指定旧供給地点小売供給営業収益」、項「ガス売上」の備考欄に、「調査決定の完了した金額を計上する。」と追記していただきたい。
2. 改正要望の経緯
   ① 企業会計基準委員会公表の「収益認識基準に関する会計基準」が該当企業（以下「大企業等」という。）に 2021 年 4 月 1 日以降開始する事業年度から適用される。
   ② この結果、従来売上高の認識を対象期間中の検針をもって確定していた（以下「検針日基準」という。）「大企業等」は、会計基準を改定しなければならなくなる。
   ③ 「検針日基準」は原則として毎月同日に行われる検針による販売数量と価格により売上高を確定するものであり、電気・ガス・水道等検針により販売金額を確定している企業には合理的な方法であり、継続性のある方法である。
   ④ 旧簡易ガス事業を経営する「大企業等」にアンケートを行ったところ、72 社中 43 社が「検針日基準」の継続を意図し、省令改正を希望していることが判明した。（現状維持希望は 15 社。別紙を参照願います。）
   ⑤ すでに「電力事業会計規則」は「別表第 1 」「（１６）営業収益」の表において、「（Ｉ）電気事業営業収益」の備考に「調査決定の完了した金額を計上する。」と記載され、電気事業における「検針日基準」の採用が定められている。
   ⑥ 旧簡易ガス事業に適用される「ガス事業会計規則」においても、同様の追記を行い、ガス事業においても「検針日基準」を継続することを認めていただきたい。
   ⑦ なお旧簡易ガス事業の場合、「ガス事業会計規則」の適用は「経過措置指定団地」に限られると考えられるが、旧簡易ガス事業を営むガス小売事業者は、液化石油ガス販売事業をも併せて、会計実務において「ガス事業会計規則」を参考としており、「検針日基準」の採用を明記していただければ、ステークホルダーの理解は得やすいと考えている。
3. 改正の時期
   ① 2020 年度中、出来るだけ早い時期にお願いしたい。「大会社等」の事業者は会計監査人、税務当局と調整・確認する時間が必要であり、しかるべく対応いただきたく。

以上

**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料№7-2**

2020年7月29日

# 「収益認識基準に関するアンケート」集計（2020/7/29現在）

（一社）日本コミュニティーガス協会

| 全国 | | 事業者数 | 1258 | 回答社数 | | 922 | | 回収率 | 73.3% |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 企業の形態 | | 売上高の認識方法 | | 会計上の取扱い | | 指定団地の有無 | | IIの回答 | |
| | | | | | | | | 「大会社等」の根拠 | |
| e.合計 | 1,038 | a.検針日基準 | 1,010 | a.「大会社等」 | 190 | a.有り | 70 | **a.改正要望** **43** | a.金融商品取引法適用 38 |
| | | | | | | | | **b.現状維持** **13** | b.金取法の子・関連 66 |
| | | | | | | | | c.何れも可 14 | c.会計監査人設置会社 51 |
| | | | | | | b.なし | 120 | | d.会計人設置の子会社 35 |
| | | | | b.その他 | 820 | a.有り | 167 | a.改正要望 106 | |
| | | | | | | | | b.現状維持 1 | |
| | | | | | | | | c.何れも可 57 | |
| | | | | | | b.なし | 653 | | |
| | | b.収益認識基準 | 28 | a.「大会社等」 | 2 | a.有り | 2 | a.改正要望 0 | a.金融商品取引法適用 1 |
| | | | | | | | | **b.現状維持** **2** | b.金取法の子・関連 1 |
| | | | | | | | | c.何れも可 0 | c.会計監査人設置会社 0 |
| | | | | | | b.なし | 0 | | d.会計人設置の子会社 0 |
| | | | | b.その他 | 26 | a.有り | 6 | a.改正要望 0 | |
| | | | | | | | | b.現状維持 3 | |
| | | | | | | | | c.何れも可 3 | |
| | | | | | | b.なし | 20 | | |
| | | | | | | | | | |
| **総合計** | **1,038** | **1,038** | | **1,038** | | **1,038** | | **242** | **192** |

**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料№7-3**

2020 年 8 月 7 日

「収益認識基準」に関するアンケートにおいて
ガス事業会計規則の改定を望まないとされた事業者の皆様へ

ガス事業会計規則改正の要望の件

（一社）日本コミュニティーガス協会

拝啓　貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、先般弊協会が実施した題記「『収益認識基準』に関するアンケート」にご協力いただきありがとうございました。アンケートの結果、「収益認識基準」が適用される大会社等（192 社）で経過措置指定団地（指定旧供給地点群）にガスを供給する事業者（72 社）の内、過半数の 43 社がガス事業会計規則の改正を要望し、貴社を含む 15 社が現状維持を希望していることが判明しました。（他の 14 社は「どちらでもよい」を選択しています。）

この結果を受け、中止となった 2020 年度第 2 回業務委員会に代えて実施した、業務委員全員に対する意見確認により、行政に対しガス事業会計規則の改正を要望することが承認され、先日要望書を所管部署に提出したところです。

この「ガス事業会計規則改正要望」の成否は今後の交渉によりますが、認められた場合、経過措置指定団地に関するガス事業法上の会計報告は、貴社の会計方法に関わらず、「検針日基準」が採用されますのでご承知おき願います。これは「収益認識基準」を採用するとしても「検針売上データ」を基礎に作成すると考えられ、経過措置指定団地につき「検針日基準」により会計報告を作成することは困難ではないと思われるとの判断からです。

とはいえ、万が一「検針日基準」の採用につき、「収益認識基準」を採用する事業者として実行上の問題点等があれば事前に検討したいと思いますので、ご意見・ご質問等ございましたら、下記までご連絡いただきたく、よろしくお願いいたします。

末筆ではございますが、新型コロナ感染拡大が続く中、豪雨災害そしてこれからの猛暑と決して環境が良いとは言えない状況が続きますが、皆様のご安全と貴社益々のご繁栄を祈念いたします。

敬具

【ご意見等の連絡先】
（一社）日本コミュニティーガス協会　業務部　（担当：鈴木、篠宮）
TEL03-5405-2215　、　FAX03-54052216　、　E-mail：info-to@jcga-page.or.jp

**2020年度**
**第3回業務委員会**
**資料№8**

2020 年 10 月 8 日

（骨子案）コミュニティーガス事業（＝旧簡易ガス事業）申請の手引き【業務編】

序　コミュニティーガス事業（＝旧簡易ガス事業）とは（法第２条、規則第１条）
「小売供給」「特定ガス発生設備」「一の団地」「供給地点」

1. 申請・届出を必要とするもの
   (1) コミュニティーガスを始める
      ① ガス小売事業の登録（法第３条）
         A) 登録の申請（法第４条、規則第６条、様式第１～３）
         B) 登録の通知（法第５条）
         C) 登録の拒否（法第６条）
   (2) 登録事項を変更・修正する
      ① 変更登録の申請（法７条、規則８条、様式 4）
      ② 変更の届出（法７条１項但書４・５項、規則７・９条、、様式５・６）
   (3) コミュニティーガス事業を引継ぐ
      ① 承継の届出（法８条、規則 10 条、様式７）
   (4) コミュニティーガス事業をやめる
      ① 事業の休止・廃止および法人の解散（法９条、規則 11・12 条
   (5) 供給地点群を新設する➡変更登録、供給計画変更届
   (6) 供給地点群の申請内容を変更・修正する➡変更登録又は変更の届出
   (7) 供給地点群を廃止する➡変更登録、供給計画変更届

2. 需要家への説明・書面の交付を必要とするもの
   (1) ガス小売供給約款を作成する（法第 14 条・第１５条）
   (2) ガス小売供給約款を変更する（法第 14 条・第１５条）
   (3) 需要家が入居する（法第 14 条・第１５条）
   (4) 需要家の個別供給条件を変更する（法第 14 条・第１５条）
   (5) 需要家が退去する。

3. 定期的に提出（報告）するもの

(1) 1年に一度報告するもの

① 価格・販売数量・会計等に関するもの

② 保安に関するもの

A) ガス小売事業者の毎年のガス事故（報告規則第3条第1項第1号、様式第1）

B) ガス小売事業者による毎年度末の導管改修実施状況
（報告規則第3条第1項第6号、様式第6）

C) 毎年の消費機器の調査結果　（報告規則第3条第1項第7号、様式第7）

D) 周知状況の届出（施行規則第１９７条第1項第5号、様式８７）

(2) 半期に一度報告するもの

① 価格・販売数量等に関するもの：なし

(3) 四半期に一度報告するもの

① 価格・販売数量等に関するもの

A) 競争状態等に関する報告（報告規則附則第4条第１・２項、附則様式第4）

B) 家庭向けの標準的な小売料金水準報告書
（法第171条第1項、各局電力・ガス取引監視室の依頼文書）

(4) 毎月

① 価格・販売数量等に関するもの：

A) ガス事業生産動態統計

(5) 直ちに報告するもの

① 価格・販売数量等に関するもの：なし